

「医療制度」について知っておこう

ナレーション

日本では、「国民皆保険制度」と言って、国民は誰でも公的な医療保険に加入しなければなりません。日本人だけでなく、住民登録をしている外国人も公的な医療保険に加入することができます。

会話

病院受付：保険証をお持ちですか。

オウ：はい。

病院受付：ちょっとお預かりしますね。

ナレーション

公的な保険に加入していれば、けがや病気の時、医療費が安くなります。

公的な保険に加入している人は、「保険証」をもらいます。

75歳以上の方は「後期高齢者」と言われ、専用の保険証を利用します。

公的な保険に加入していれば、医療費の負担は1割から3割ですみます。

区や市によっては、子どもの医療費を無料にしている所もあります。

公的な保険に加入していれば、「高額療養費制度」と言って、規定額を超えた分の医療費が、加入している保険から支給されます。

また、「出産育児一時金」と言って、出産のときに一定の金額が支給されます。

医療保険の制度について分からないことがあったら、役所や勤務先にきいてみるようにしましょう。

そのほかにも、健康を維持するために心がけたいことがあります。

まず、会社や自治体の健康診断は必ず毎年受けましょう。

また、困ったことがあったら、遠慮せず、病院の窓口で相談をしてみましょう。

医療ソーシャルワーカーがいれば、色々な相談に乗ってもらえます。

「かかりつけ」の病院があれば、皆さんの健康状態を日ごろからよく知っているお医者さんに、対応してもらうことができます。

家の近くに、困ったら訪ねることのできる「かかりつけ医」を決めておきましょう。

いつまでも元気に暮らしていくために、制度を上手に活用しながら、健康管理をしっかりとしていきます。